

火災共済をはじめとする各種共済のご相談・苦情窓口のご案内

新潟県火災共済協同組合

当組合では、ご利用のお客様により一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、下記の窓口において、ご相談および苦情を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

火災共済・生命傷害共済・所得補償共済・休業補償共済・自動車事故費用共済・労働災害補償共済・医療総合保障共済についてのご相談・苦情

新潟県火災共済協同組合
(フリーダイヤル)0120-025-744

※上記の受付時間 8:30~17:15 まで

(土曜日・日曜日・祝日・12月29日から1月3日を除く)

※お問い合わせの共済契約内容(共済の種類・契約年月日など)をお確かめのうえ、お電話ください。

※プライバシー保護のため、お問い合わせ・お申し出は契約者ご本人様よりお願いいたします。

※電話が込み合うなど、つながりにくい場合がございますことをご了承ください。

全日本火災共済協同組合連合会(日火連)でも、ご相談および苦情を受け付けておりますので、下記までご連絡ください。

全日本火災共済協同組合連合会(日火連)
(フリーダイヤル)0120-562630

※上記の受付時間 9:00 から 12:00、13:00 から 17:00 まで

(土曜日・日曜日・祝日・12月29日から1月4日を除く)

※お問い合わせの共済契約内容(ご加入先の各都道府県組合・共済の種類・契約年月日など)をお確かめのうえ、お電話ください。

※プライバシー保護のため、お問い合わせ・お申し出は契約者ご本人様よりお願いいたします。

※電話が込み合うなど、つながりにくい場合がございますことをご了承ください。

[全日本火災共済協同組合連合会のホームページはこちらから](#)

(↑CTRL キーを押しながらクリックしてください。)

苦情などのお申し出につきましては、当組合と全日本火災共済協同組合連合会それぞれが連携を図りな

がら対応いたしますが、解決が付かない場合には、下記の一般社団法人日本共済協会共済相談所へご相談いただくこともできます。

一般社団法人日本共済協会では、審査委員会を設置しており、裁定または仲裁により、解決支援業務を行います。

<p>一般社団法人 日本共済協会 共済相談所 03-5368-5757 〒160-0008 東京都新宿区三栄町 23 番1号 ライラック三栄ビル 受付時間 9:00から17:00 (ただし、土曜日・日曜日・祝日、12月29日から1月3日を除く) 一般社団法人日本共済協会のホームページはこちらから (↑ CTRL キーを押しながらクリックしてください。)</p>

※自動車事故賠償に関わる紛争につきましては、お取り扱いしておりません。

※具体的な手続きにつきましては、上記の「一般社団法人日本共済協会ホームページ」をご覧ください。

自動車共済のご相談・苦情窓口のご案内

関東自動車共済協同組合新潟県支部

当組合では、ご利用のお客様により一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、下記の窓口において、ご相談および苦情を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

自動車共済についてのご相談・苦情

関東自動車共済協同組合新潟県支部
025-201-8199

※上記の受付時間 8:30～17:15 まで

(土曜日・日曜日・祝日・12月29日から1月3日を除く)

※お問い合わせの共済契約内容（お車の登録番号・契約年月日など）をお確かめのうえ、お電話ください。

※プライバシー保護のため、お問い合わせ・お申し出は契約者ご本人様よりお願いいたします。

※電話が込み合うなど、つながりにくい場合がございますことをご了承ください。

解決が付かない場合には、下記までご連絡ください。

関東自動車共済協同組合（関自共）
お客様相談室
045-222-3898

受付時間 9:00 から 17:00

(土曜日・日曜日・祝日、12月29日から1月3日を除く)

苦情などのお申し出につきましては、当支部と関東自動車共済協同組合本部それぞれが連携を図りながら対応いたしますが、ご納得のいくような解決ができず、ご利用のお客様から外部の中立的な第三者機関の紛争解決機関を利用して解決を図りたいと申し出があった場合は、苦情の申し出内容により次の紛争解決機関を紹介するとともに、その標準的な手続の概要等の情報を提供します。

(1) 一般社団法人日本共済協会共済相談所

一般社団法人日本共済協会では、審査委員会を設置しており、裁定または仲裁により、解決支援業務を行います。

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

03-5368-5757

〒160-0008 東京都新宿区三栄町 23 番1号 ライラック三栄ビル

受付時間 9:00から17:00

(ただし、土曜日・日曜日・祝日、12月29日から1月3日を除く)

[一般社団法人日本共済協会のホームページはこちらから](#)

(↑CTRL キーを押しながらクリックしてください。)

※自動車事故賠償に関わる紛争につきましては、お取り扱いしておりません。

※具体的なお手続きにつきましては、上記の「一般社団法人日本共済協会ホームページ」をご覧ください。

(2) 財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構

共済金のお支払に関して、万一にもご納得いただけなかった時のために、公正中立で専門的な見地を有する裁判外紛争処理機関として国土交通大臣および内閣総理大臣の監督を受ける「財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構」が設置されています。この機関は、共済金等の支払いに関する所要の調査を行い、紛争の当事者に対して調停を行います。

財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

03-5296-5031

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 3-4

[\(財\)自賠責保険・共済紛争処理機構のホームページはこちらから](#)

(↑CTRL キーを押しながらクリックしてください。)

(3) 財団法人 日弁連交通事故相談センター

財団法人 日弁連交通事故相談センター

各センターの連絡先は、(財)日弁連交通事故相談センターの
ホームページをご参照ください

[\(財\)日弁連交通事故相談センターのホームページはこちらから](#)

(↑CTRL キーを押しながらクリックしてください。)

※(財)日弁連交通事故相談センターのご紹介は、平成23年4月1日からとなります。

(4) 財団法人 交通事故紛争処理センター

財団法人 交通事故紛争処理センター

各センターの連絡先は、(財)交通事故紛争処理センターの
ホームページをご参照ください

[\(財\)交通事故紛争処理センターのホームページはこちらから](#)

(↑CTRL キーを押しながらクリックしてください。)

【 組合における苦情対応の体制 】

新潟県火災共済協同組合

